

○土屋恵一副議長 質疑質問を続行いたします。

六十二番 高木真理議員〔六十二番 高木真理議員登壇〕（拍手起こる）

◆六十二番（高木真理議員） 民進党・無所属の会の高木真理です。本日は傍聴に来てくださった方本当にありがとうございました。議長のお許しを頂きましたので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

一、子供たちの「死にたい」気持ちを救うために、座間事件を受けて。

先月飛び込んできたニュースは衝撃的なものでした。座間市で二か月間に九人を殺害した容疑者が逮捕されたとのことで、被害に遭ったのはいずれも「死にたい」と SNS に書き込んだ若い女性、一名は交際男性でした。まだ子供とも言える年齢の被害者が多かった上に、本県の高校生にも被害者がいて、更に衝撃を受けました。容疑者は、「どの被害者も実際に死にたいとは思っていなかった」と供述していると報道されており、憤りが募ります。

「死にたい」と思うつらい気持ちを利用して快樂殺人を行うような人物の犠牲に子供たちが二度とならないよう、この機会にしっかり対策を見直す必要があります。まずはベースの自殺対策をしっかりやること、そして子供たちに SOS の発信の仕方を毎年定期的に教えていくことが重要だと言われています。また、SNS で知り合った見知らぬ人に会いに行かないよう指導する必要がありますが、つらくて誰かに頼りたい心理のときにはこうした忠告は届きにくそうです。

となると次の一手は、その書き込みが悪意の誰かに到達してしまう前に、SNS 上の適切な相談窓口につながるようにすることになってきます。単語検知機能と AI を活用して SNS 上の書き込みを相談窓口へ誘導する仕組みは、県レベルでは難しいかと思えます。しかし、県にも若い世代がつらい気持ちを吐き出したくなるような、アクセスしやすい SNS のプラットフォームをネット上に立ち上げることはできます。本県では電話とメールで相談窓口を設けていますが、電話もメールも子供世代の感覚からは昔のものになってしまっているように思います。

そこで、教育長に伺います。今回の座間事件を受けて、二度と被害者を出さないために児童生徒に向けどんな対応をとったのか。また、SNS 世代の子供たちの相談窓口として、新たに SNS を活用した相談窓口の設置を検討する考えはないか伺います。

二、安心して産み育てられる環境を。

(一)産める場所が減っていく現実に対応するのか。

本県の医師不足は喫緊かつ長期的な課題です。先月下旬に厚生労働省で開かれた医師需給分科会での議論は、深刻な医師不足に悩む本県にとって厳しい内容ではないかと行く末を心配して見ておりますが、産科は更に診療科偏在の要素が加わり深刻です。そんな中、来年度予算に向けての予算要望で埼玉県医師会さんから会派でヒアリングをさせていただいた際、県産婦人科医会調査の結果、本県の分娩取扱施設の三割が十年後には「閉鎖の可能性あり」とする衝撃的なお話を伺いました。「十年以内に分娩取扱いを中止する」と回答した施設が七病院十七診療所に及ぶそうです。実際、私が十年前に双子を産んださいたま市内の病院もお産をやめてしまいました。

また、今は妊娠が分かたら早目に産む場所を予約しないといっぱいになって、近くで産めないという話も聞きます。今後に向けて安心して産める環境の整備が必要です。県内では出生数が平成二十三年からの五年で六・二パーセント減少のところ、分娩取扱施設のベッド数は九・二パーセント減少しています。このまま県産婦人科医会調査のように十年で三割の分娩取扱施設がなくなるとすると、その影響は大きいと考えます。

この調査を受けてどのような対応策を県としては考えているのか、保健医療部長に伺います。

(二)産後ケア事業を県内どこでも受けられるようにできないか。

私は、前回の質問でも昔とは子育て環境が大きく変わる中、妊娠から子育てまで一貫して支える仕組みの必要性和産後ケアまで含めた支援が望ましい旨を取り上げさせていただきました。妊娠、出産から子育てまでを一貫して支える仕組みは国でも力を入れており、ネウボラというフィンランドの呼び名が知られるようになってきました。本県でも、このネウボラを「子育て世代包括支援センター」として平成三十一年度までに全市町村に設置する目標で取り組んでいます。

しかし、一貫した取組として取り入れられれば有効に機能する産後ケア事業ですが、実施自治体は十三市町と少ないのが現状です。慣れない赤ちゃんのお世話に四苦八苦し、悩み、ときに鬱になってしまったり、煮詰まって虐待に発展してしまったりという事例がある中、実際の赤ちゃんの扱い方を教えてもらったり、産後の体を休めることができたり、授乳の仕方、乳房ケアを含め具体的に実際のケアが受けられることは非常に有効なことです。

ちなみにこうしたケアを「産後ケア」と前回の質問では呼びましたが、その後、産後ケア分野には他の事業も加わったため、「産後ケア事業」と呼ぶ必要が行政上あるようです。こうしたケアは身近な場所で受けられるようにするべきという意味では、各市町村でそれぞれの住民が産後ケア事業をしっかり受けられる体制づくりを早急に進めていただきたいと思います。保健医療部長のお考えを伺います。早急に進めるために考えられる方法についてもお答えください。

また、県内全市町村に域内資源を活用した産後ケア事業が行われるようになるまでの間、まだ自分の住む市町村で産後ケア事業を受けられないお母さんたちはどうしたらよいでしょうか。自分の市町村ではまだでも近隣市町村で実施していれば、その市町村にある施設に委託するなどの方法で利用できるようにする仕組みを作ることはできないでしょうか。育児不安がとて強いケースや虐待が心配されるケースなどでは、特にショートステイやデイサービスなどの産後ケアが有効です。このことを多くの関係者、保健センター職員、子育て世代包括支援センター職員、民生・児童委員、医療従事者などに知ってもらい、必要なお母さんには委託先の近隣市町村で実施されている産後ケア事業のサービスも紹介できるような流れを作るべきだと思いますが、どうお考えか保健医療部長に伺います。

三、国際バカロレア認定校の設置検討について。

国際バカロレア認定校は、国際バカロレア機構が提供する国際的な教育プログラムの実施校で、多様な文化の理解と尊重の精神を通じ、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する探究心、知識、思いやりを富んだ若者の育成を目指しています。この学校で最終試験を経て所定の成績を収めると、国際的に認められる大学入学資格が取得可能になります。国際化が進む現代、ますますこうしたプログラムを持つ学校教育は必要とされてきていると私は感じています。

国では当認定校の普及拡大を目指していて、二〇一八年までに二百校を目標としています。この密度で作られるのですから、本県の県立高校の選択肢として一校は作られるのが自然とも思います。そして、本県でも昨年度、当認定校の導入を検討調査する予算が組まれました。今年の二月定例会では、自民の板橋議員も「導入すべし」との質問をされていますが、前教育長からの回答は、「国際バカロレア機構に支払う諸経費、施設設備の整備、さらに教員の確保などの課題」「日本の学習指導要領との両立の難しさ」などの理由で前に進める答弁はありませんでした。

しかし、その後、我が会派では認定校となった茨城県の茗溪学園高校を視察させてい

ただ機会があったのですが、当認定校をめぐるシステムはどんどん進化しており、教員の研修も国内で行える仕組みができるなど、本県調査で上がったような過大なコストをかけずとも認定校になれることが分かりました。また、実際の授業を見学させていただきましたが、とても深い学びを生徒の自主性を育てながら進めていくプログラムだと実感しました。

さいたま市でも二〇一九年四月に、市立大宮西高校から改編される中等教育学校において、国際バカロレアのプログラムを実施していく準備を進めています。都立をはじめ公立高校での導入は進んでおり、埼玉県がコスト面から導入できないとは言えない状況かと思えます。

ちなみに、設置するなら日本語プログラムに頼り過ぎない構成の学校とすべきと思います。教員確保が大変でもこうした機会にこそ、国語、日本史以外は英語で授業できるような教員を県内に育てていくことが、これから重要だと思います。

国際的に活躍していきたいという意欲のある学生の期待に応えるためにも、そして本県が必要とする国際的な人材を育てていくためにも、県立高校に国際バカロレア認定校を設置すべきと考えますが、教育長の御所見を伺います。

四、民泊の可能性と今後取るべき本県の対応について。

ここ数年で話題になってきた民泊ですが、住宅宿泊事業法いわゆる民泊新法も来年六月から施行されることになり、手探り状況から積極的に活用する方向が見える状況になってきました。

そこで、本格導入が始まる今だからこそ伺っておくべきことを何点か質問させていただきます。

まず、民泊の可能性と観光の関係です。

埼玉県には宿泊施設の稼働率に余裕のある地域もありますが、これから観光での経済活性化を狙っていくに当たっては、宿泊施設の不足が足かせとならないよう民泊を活用していくことが考えられます。民泊が活用できるようになったことを踏まえ、どのような観光で県内宿泊を増やしていこうと考えているか伺います。

次に、私は民泊の可能性に大きく期待しているのですが、一方で、本格的に展開されていく上で対応すべき課題もある点について伺います。

民泊は、この新法ができる前から実態としては存在しています。そして、これまでの民泊にも旅館業法の簡易宿所として営業されるもの、国家戦略特区の指定区域内で営業されるもの、イベント民泊と呼ばれる期間限定のもの三種類の適法民泊がありま

したが、いずれにも該当しない違法民泊もあり、様々な問題が出ていました。これらの問題をクリアすべく新法が作られたので、この運用を通じて問題を引き起こさずに安心・安全な民泊を展開する必要があります。

まず、住宅街という環境に宿泊施設ができて見知らぬ人が出入りをするという問題です。これについては、新法が「百八十日を営業の上限とする」ことになりました。住環境を守る配慮と思われ、都道府県が条例で区域と期間を更に制限することもできることになっています。ただ、更に制限すると民泊をやりたい人が増えないであろうというデメリットもあります。本県では、この条例制定についてどのようにお考えでしょうか。

また、マンションの一室を民泊施設とすることもできますが、これも周囲の住民が「知らないうちに」ということでは、マンション内でトラブルになります。そこで、マンションでは届出の際に、管理規約で民泊が禁止されていないことの確認が必要になるようですが、管理組合の中には対応を放置していた結果、管理規約が民泊について規定しないままというところも相当数出てくるかと思えます。後日のトラブルとならないよう、県としてはどのような対応をお考えでしょうか。

以上、産業労働部長にお伺いします。

次に、現在も違法民泊が存在すると先ほど申し上げましたが、新法施行後に無届けの違法民泊が水面下で営業を続けることも考えられます。これらの取締りはどのようにするのでしょうか。

さらに、次のような問題もあります。民泊の活用を望む私ですが、新法枠の民泊は営業が百八十日までとのことで、採算を考えると本県の場合、旅館業法簡易宿所枠の民泊の方がむしろ積極的に活用される可能性があります。そう考えると現在の旅館業法に関する条例を、民泊が展開しやすく分かりやすい現代にマッチしたものへと改正すべきではないかと考えます。国も既に十人未満の簡易宿所については規制緩和の方向を出していますが、本県では運用変更での対応をしているとのことで、分かりやすいものにはなっていません。

本特別国会で旅館業法本体の改正も行われるので、併せて条例改正の対応をすべきと考えますが、以上、保健医療部長に御見解を伺います。

五、老朽化マンション対策に最終的な解決策を。

さて、ここでは大きな提案をさせていただこうと思います。それは老朽化マンション対策です。ここで取り上げるのは、分譲マンションが老朽化しても区分所有者である

住民も高齢化してしまい、なかなか管理組合の運営も難しく、ましてや最終的に建替えなどの決断ができないまま巨大な空き家として放置されていく可能性の問題です。もちろん一軒家でも空き家になるのは問題ですが、マンションの場合、規模が大きいので巨大な廃墟になったり、耐震不足の老朽化マンションが倒壊したりしたら街全体に影響を及ぼすというところに、私有財産の管理不備が公共に悪影響をもたらす特殊な問題があります。

これまでも本県は、マンションの実態把握に努めようとアンケートを実施したり、老朽化マンションに特化した追跡調査をして様々な対応策を講じています。大いに評価したいと思います。しかし、一方で、管理組合の適切な運用を何とか手助けしようとするこれらの対応策は、残念ながら最終的な解決策になっていないのも確かです。

老朽化して住み続けられなくなったときに、そのマンションを建て替える、取り壊すなどの決断ができるマンションはほとんどないのが現状です。実際、築三十年以上の建替えの必要性のあるマンションの中で建替え実績は、僅か一件のみです。マンションの寿命時には住民も相当高齢化する現実の中で、「何もできずに放置する」選択肢しかとれないマンションがほとんどと考えて対策をとらなくてはなりません。

管理組合で何とかすることを進められるよう、国はマンション敷地売却制度を導入しました。しかし、この方法でもなかなか建て替えられないと思われる上に、地価が安いところでは実現性のないスキームになってしまっています。

先送りばかりしていても問題は解決しません。ここはなかなか進まない国の対策を待つのではなく、県独自に（仮称）マンション整理機構のようなものを作り、公的な枠組みで老朽化マンションの建替えや除却を進める方法を構築するべきではないでしょうか。もちろん分譲マンションも私有財産なので、税金で救うという話ではありません。しっかりかかる費用は応分の負担をしてもらう仕組みを作って、実際に進めていく進行役を行政が作っていくべきではないかと考えます。

これは新しい制度に挑んでいく大掛かりな話になるので、知事に伺います。

六、空き家にする前の「空き家対策」について。

人口減少時代を迎える我が国では、空き家問題は全国的な課題です。先ほどの質問の中でもこの空き家対策、中古住宅ということで、流通ということで触れられておりました。総務省が五年ごとに行っている住宅・土地統計調査によれば、平成二十五年で全国の空き家率は一三・五パーセント、空き家率の低さでは四番目の本県でも一〇・六パーセントです。五年前から〇・三ポイントの上昇で、この議場の議員の皆さんも

地元回りをしながら空き家の増加に胸を痛めていることと思います。

空き家問題がやっかいなのは、周辺に住む人は「草ぼうぼう」「火をつけられたらどうしよう」など非常に困るのですが、離れたところに住む当の所有者などはそれほど困っていないというところにあります。固定資産税はかかり続けますが、それぐらいなので空き家のままになってしまいます。

そこで、提案したいのが、空き家になる前に空き家にしないのが当たり前になるようにすることです。既に流山市で取組が行われています。例えば、高齢者がこれまでの持家から施設などに移り住むことになった場合は、併せて残す住宅を貸す、売るなどの対応をワンセットで行うような流れを作ります。簡単なことではありませんが、「空き家にして残さないことが当たり前だ」という意識を社会で醸成します。と同時に、これらの手続は普通の人にはどうしたらいいものか分からないことばかりなので、それぞれの分野で相談に乗れる機関を集めて、ワンストップで次の持ち主に家を渡すところまでの橋渡しを行政がお手伝いするのです。相談窓口の名前は「安心住み替え相談センター」。そこを不動産、設計、建設、不動産鑑定士、土地家屋調査士、ファイナンシャルプランナーらが支援し、高齢者施設の紹介も含めた情報提供を行っています。流山市では「母になるなら流山」のコピーを都内の駅に積極的に掲示するなどして、子育て世代を呼び込んでいます。

子育て世代には郊外の少し土地に余裕のある一戸建ては魅力的です。一方、高齢世帯は子供たちが巣立った後の郊外一戸建てを持って余し、もっと交通利便性が高く、医療機関に近い中心部に住みたい、あるいは施設に住まいを変えたいという欲求があります。この両者のニーズをマッチングさせて空き家をなるべく作らない、一挙両得の施策でもあります。

本県においても、空き家バンクなど既に空き家になってしまった住宅への対応も必要な状況ですが、この問題を深刻化させない、そして優良な中古住宅を住宅政策に生かす意味からも、この「空き家にする前」の対策を各市町村で展開できるよう働き掛けていくべきと考えますが、いかがでしょうか。都市整備部長の御見解を伺います。

七、災害時の液体ミルク利用のために、友好姉妹州との協定を。

災害が比較的少ない埼玉県ですが、首都直下型を含め日本列島が地震の活動期に入っている中、備えは常に進化させていく必要があります。災害への備えは、まず発災時に命を落とさない備えが一番ですが、被災生活のための備えもそれに続いて行っていく必要があります。

今回取り上げたいのは、乳児用液体ミルクです。赤ちゃんにとって被災生活時の食料は母乳であり、粉ミルクです。普段は母乳の場合でも、被災のショックで母乳が出なくなることもあり、人工乳での対応は重要です。我が国では乳児用人工乳の対応は粉ミルクしか選択肢がないのですが、諸外国には液体ミルクがあります。完全滅菌されている容器の中に液体のミルクが入っており、温めてそのまま飲ませられるものになっています。粉ミルクでは沸騰させたお湯で哺乳瓶の消毒をし、七十度以上のお湯で調乳、人肌に冷まして与えますが、避難所等で数時間おきに衛生状態を確保してこれらを行うのはなかなか大変なことです。消毒用の器具が揃うのか、煮沸用のお湯を毎回確保できるのか、被災者の混雑の中たびたびの調乳を行うのは、被災で疲労している親たちを思うとき、もっと楽な方法があるなら使える状況を整えるべきだと考えます。

液体ミルクは、正に被災地の授乳に向いています。熊本地震の際にはフィンランド政府からの支援物資にこの液体ミルクがあり、現地で大変喜ばれたと聞いています。しかし、現在日本では液体ミルクが製造されておらず備蓄することができません。

実は今、災害時のみならず、通常時から液体ミルクが利用できたらと望むお母さんたちが中心になって署名活動も行われ、今、厚生労働省でも薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 乳肉水産食品部会にて、国内製造を可能とする方向に向けての検討が始まったと聞いています。ただ、成分に関する規格を定めて実際の製造が始まるまでにはまだまだ年月がかかります。また、粉ミルクのほうがメーカーの利益率が高いので、製造が許可されても実際どのくらいの製品が作られるかは分からないという見方もあります。

そこで、現段階で災害時に対応するために本県の姉妹州と協定を結び、被災時に当方の受入体制ができたなら液体ミルクを送ってもらえるような取り決めに準備しておくことはできないでしょうか、危機管理防災部長にお伺いします。

なお、協定締結時に国内流通が適法でないものの移送を依頼することの問題に関しては、厚労省がこれまでの東日本大震災、熊本地震の際にも支援物資については、通知を出して受け入れてきた実績があることを踏まえていただければ、問題がないということをおし添えておきます。

八、「香害」への対応策について。

「香りの害」と書いて「香害」、この言葉を御存じの方はどのくらいいらっしゃるでしょうか。最近マスコミでも取り上げられる機会があり、知っている方も増える一方

で、まだまだ耳慣れない方も多いことと思います。発端は二〇〇八年にアメリカで発売された柔軟仕上げ剤「Downy」。日本でも各メーカーが芳香柔軟仕上げ剤を販売するようになりました。他にも消臭スプレー、芳香剤、制汗剤など人工の香り付きの商品が続々販売されていくのですが、それとともに体調不良を訴える相談が増えたのです。

人工的な香り成分はメーカー非公表ですが、化学物質で作られており、これらを吸い込み続けることで化学物質過敏症を発症してしまうのです。今、化学物質過敏症で苦しむ人は百万人を超えています。化学物質過敏症は何らかの化学物質を大量に暴露したり、微量でも繰り返し暴露した後に突然発症すると言われ、二〇〇九年に病名登録されました。症状は、頭痛、吐き気、めまい、味覚障害、鬱症状など多岐にわたり、診断できる病院も医師も少ない状況です。問題は、どこでも売られ、テレビCMでもあふれている商品が原因であることから、いつ誰が化学物質過敏症になっても不思議ではありません。

県民の健康を守るためにもすぐ取り組む必要があります。そこで、幾つか質問させていただきます。

「香害」に取り組む困難は、化学物質過敏症を引き起こす香り成分が特定に至っておらず、規制対象になっていないことです。同じ化学物質過敏症でも建材などに含まれる化学物質は規制対象となり、実際規制後に罹患者が減少する成果も生みましたが、香りの化学物質はまだなのです。

このため、県としてできる最大の取組は、人工的な香りが健康被害をもたらす可能性があることを啓発することになってくるとと思います。埼玉県は、全国に先駆けて消費生活課が「香りのエチケット」ポスターを作成し、ウェブ上で配布、市町村にもプリントアウトしての掲示を呼び掛けています。全国でも評価されている取組ですが、実際の掲示実績は伸びておらず、更なる啓発が必要です。

啓発効果を上げるために更にどのような対策がとれるのか、県民生活部長に伺います。次に、教育長に伺います。

教室には、生徒それぞれが使っている柔軟剤、制汗スプレーなど様々な化学物質が充満します。全国では香り成分の化学物質過敏症により学校に通えなくなった事例が出てきました。現在、県内の小中高等学校で化学物質過敏症と診断された児童生徒をどのように把握されているのでしょうか。

また、化学物質過敏症の症状についての周囲の理解不足を背景としたいじめなどの二

次被害が生じないよう、配慮が必要であると考えます。また、学校現場でも広く教職員の皆さん、児童生徒の皆さん、その保護者の方々に香り成分の化学物質と化学物質過敏症の関係を知って、「香害」を生まない配慮を広めていただきたいと思います。可能な取組は何か伺います。

九、教職員の長時間労働について。

この問題は議場で何度も取り上げられてきましたし、我が会派に所属していた畠山議員も質問したばかりです。それでもここで取り上げるのは、この出退勤の記録が県内小中学校での取組は九割強と進みつつあるものの、県立高校においては何とその実施率が三割に過ぎないという報告を聞いたからです。

出退勤の記録をつけることについての通知は、昨年と今年のいずれも三月に出されました。最初の通知から一年八か月がたちました。それにもかかわらず、これほどに実施されていないことは、組織としての大問題ではないかと疑問に感じます。このようなことでは教育に関して議場で行われる様々な質疑に対して、教育長からどんな答弁が出されても、それらはほとんど実施されないという一般論につながりかねません。なぜ出退勤時刻の記録がかくも実施できないのか、トップの指示が無視され続ける組織は問題だと思いますが、この不名誉を払拭するためにもどんな方法で出退勤記録の徹底を実現するのか伺います。

また、記録の目的は教職員の負担軽減であるわけですから、記録を基に、時間外勤務が過剰な者への管理職の働き掛けも必要で、十月の人事委員会勧告でも触れられています。そこも含めて、教育長お答えください。

以上、答弁の方をよろしく願いいたします。（拍手起こる）

○土屋恵一副議長 六十二番 高木真理議員の質問に対する答弁を求めます。

〔上田清司知事登壇〕

◎上田清司知事 高木真理議員の老朽化マンション対策に最終的な解決策をの御質問にお答えいたします。

分譲マンションは昭和三十年代前半から建設が始まり、今や全国に約六百三十三万戸、埼玉県内にも約四十三万戸あります。今後老朽化するマンションが増加していくことになり、その対策が大きな課題であるという議員の御指摘には全く同感です。

分譲マンションが私有財産であり、その管理は原則所有者で構成される管理組合が自己の責任と自助努力で行うことが基本になっています。議員御提案の税金を投入せず、所有者の応分の負担だけで建替えなどを実現する仕組みは理想ですが、入居者の負担能力も様々であり、大変難しい御提案を頂いたと受け止めております。

フランスなどでは住宅ストックの四分の一がマンションであり、建替え問題が顕在化しております。最終的に行政が買い取って取り壊すことや、公的な組織が買い取り、賃貸住宅に転用するといった対応が行われた事例もありますが、行政の積極的な対応に抵抗が強く、自主的な対応を促すようになったというふうに聞いております。

また、シンガポールでは投資の対象としてマンション需要も高く、所有者の多数決で売却できる制度により、マンションの再生が進んでいる、このようなことも聞いております。

一方、我が国においては、国土交通省が老朽化マンションの建替えについての制度改善を行っております。御案内のように平成二十六年には、これまで全員の合意が必要だった敷地売却を五分の四以上の合意で可能とする敷地売却制度が創設されました◎  
小松弥生教育長 御質問一、子供たちの「死にたい」気持ちを救うために、座間事件を受けてについてお答えを申し上げます。

まず、座間事件を受け、児童生徒に向けどんな対応をとったのかについてでございます。

座間市で発生した事件には大きな衝撃を受けており、本県の県立高校の女子生徒をはじめ多くの尊い命が失われたことは、誠に残念でなりません。

県では、これまでも児童生徒の自殺防止について取り組んできておりまして、昨年度は教員向け資料「学校教育における自殺予防」を作成いたしました。各学校ではこの資料を活用し、道徳教育等に限らず全ての教育活動を通じて自殺を予防するとともに、悩みを抱えた児童生徒が信頼する大人にSOSを発信できる力の育成に努めているところです。

また、今回の事件を受け、インターネットで知り合った人と実際に会うことの危険性を示した「埼玉県ネットトラブル注意報」を作成し、児童生徒と保護者に注意喚起をいたしました。同時に、二十四時間無料電話相談やEメール相談等の窓口を掲載した「相談窓口広報カード」を改めて児童生徒に周知するよう、各学校に依頼したところです。

次に、SNSを活用した相談窓口の設置についてでございます。

最近ではSNSを利用する児童生徒が多いことから、既に実施している電話相談やEメール相談に加えて、SNSを活用した相談窓口についても検討する必要があると考えております。他県では既にSNSを活用した相談に取り組んでいるところもありますので、それらの事例から得られるメリットや課題を把握し、どのようなやり方がより有効なのかを研究してまいります。

次に、御質問三、国際バカロレア認定校の設置検討についてお答え申し上げます。グローバル化の進展に伴い、地球規模で物事を考える力や豊かな国際感覚を持った人材の育成は重要であると考えます。県では現在、県立高校三校が国のスーパーグローバルハイスクール事業の指定を受け、大学や国際機関との連携を通じ、将来国際的に活躍できるグローバルリーダーの育成を進めております。

議員お話しのとおり、国際バカロレアの導入に係る経費については、義務とされている教員研修が海外だけでなく国内でも行えるようになったということで、その一部が軽減されることになりました。

一方で、卒業認定に当たりますには、日本の学習指導要領と国際バカロレアの必修科目の両方を満たすため、通常の高校よりも授業時間数を大幅に増やす必要があり、そのためのカリキュラム編成が課題となります。既に認定された学校では、一日七時間の授業や夏季休業中の集中的な授業の実施により対応しておりますが、国際バカロレアの資格取得を目指す生徒は部活動や学校行事の参加に支障があると聞いております。

また、国際バカロレア認定校では発展的な教育内容として、大学や大学院の研究に匹敵するような分野を学ぶことが求められており、教員の専門性や指導力が大きく問われることとなります。国際バカロレア認定校の設置については考慮すべき様々な課題があるため、引き続き国や他県の動向を注視しながら研究を進めてまいります。

次に、御質問八、「香害」への対応策についてお答えを申し上げます。

まず、化学物質過敏症の児童生徒をどのように把握しているかについてでございます。県内の小中高等学校では、全ての保護者に児童生徒の発育・健康状態等を記載する「保健調査票」を提出していただくなどして、化学物質過敏症の児童生徒を把握しております。また、各学校では養護教諭を中心に健康相談の体制を整えており、化学物質過敏症についても必要に応じて学校医と連携し、適切に対応しております。

次に、香害を生まない配慮を広めるための取組についてでございます。

議員お話しのとおり、化学物質過敏症への周囲の理解不足は、いじめなど二次的被害

を生む可能性もございます。県では管理職の会議や養護教諭の研修会などで県民生活部作成の「香りのエチケット」のリーフレットを活用して、化学物質過敏症に悩む児童生徒の存在や対応策について教職員に周知を図っております。

今後は、香害や周囲の理解不足による二次的被害の防止など、研修会等の内容を充実してまいります。さらに児童生徒や保護者に対しては、市町村とも連携して各学校で作成している学校だよりや保健だよりを活用するなど、化学物質過敏症について啓発をしてまいります。

次に、御質問九、教職員の長時間労働についてお答え申し上げます。

まず、なぜ出退勤記録の実施率が低いのかについてでございます。

県教育委員会では、平成二十八年五月から県立学校に対して教職員の負担軽減及び健康管理を図るため、出退勤時刻の記録簿により教職員の在校時間を適切に把握するよう指導してきたところでございます。この取組は全ての県立学校で実施しておりますが、制度の趣旨が十分に浸透していない学校もあり、校長からの聞き取りによりますと、教職員からの提出状況は三割程度にとどまっております。教職員からの提出状況が低いことについては、記録を手間と感ずることや月単位、学期単位で提出しても良いとしていることなど、把握の仕方にも課題があると分析しております。

次に、出退勤記録の徹底をどんな方法で実現するのかについてでございます。

学校における教職員の負担軽減は喫緊の課題であり、改めて出退勤記録簿の提出について会議や面談等を通して校長を指導してまいります。提出率が低い学校については、学校訪問など直接指導を行って改善を図ってまいります。また、今後は出退勤時刻の把握の負担軽減や正確性を図るため、ICカード方式なども検討してまいります。

次に、出退勤記録を基にした時間外勤務が過剰な者への働き掛けについてでございます。

長時間労働となっている教職員については、管理職が面談を行い、原因を分析し、学校全体での業務改善を行うよう校長を指導してまいります。

また、長時間労働による健康障害を防止するため、産業医による面談の制度を設けていますので、この制度の周知も図ってまいります。

〔本多麻夫保健医療部長登壇〕た。また、平成二十八年度には、市街地再開発事業において建て替えることを条件に、区分所有者の五分の四の同意が三分の二に緩和されました。分譲マンションの老朽化に関する問題は、正に埼玉県のみならず全国的な課題であります。

県としても県内の状況や先進事例をよく調べるなど、あらゆる角度から課題を整理して必要な制度改正など老朽マンション対策の促進に向けて、国と共に研究しなければならないものだというふうに思っております。

正に大きな問題でありますので時間を頂きたい、このように思います。

〔小松弥生教育長登壇〕

◎本多麻夫保健医療部長 御質問二、安心して産み育てられる環境をの(一)産める場所が減っていく現実に対応するののかについてお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、将来の出産場所の確保は、県としても大きな課題であると認識しております。これまでも県内の分娩を取り扱う医療機関数は減少しており、平成二十三年に百十二施設あったものが、平成二十八年には九十五施設へと十七施設減少いたしました。この十七施設のうち十五施設は病床数が少ない診療所であり、病院の減少は二施設のみにとどまっております。

一方、平成二十三年と平成二十六年の比較になりますが、分娩取扱施設数が一六パーセント減少したのに対し、分娩取扱数の減少は三パーセント、分娩に従事する産科医師数の減少も四パーセントにとどまっております。施設数の減少に比べ分娩取扱数や従事医師数の減少割合が少なく、お産の場が診療所から病院へと徐々に集約されている傾向となっております。

診療所が減少する背景には出生数の減少のほか、後継者の不在、二十四時間三百六十五日出産に対応する勤務条件の過酷さなどがあると考えられます。県産婦人科医会の調査によると、診療所の約半数が常勤医師一人の体制で、分娩取扱いをやめる最も大きな理由が医師御自身の高齢化とお聞きしており、今後も診療所の減少は続かざるを得ないのではないかと考えられます。

分娩取扱施設の集約化が進む中、県民が安心して子供を産めるよう、地域バランス、ハイリスク出産への対応などを総合的に考えながら分娩取扱施設の整備に取り組んでいく必要がございます。体重が二千五百グラム未満である低出生体重児の割合が九パーセントを超えて推移するなど、診療所での対応が難しい、いわゆるハイリスク出産の割合が多い状況となっております。今後、安心・安全に出産できる環境を整えるためには正常分娩のほか、ハイリスク出産にも対応できるよう、医療従事者と設備が十分に整った病院の確保に努めてまいります。

これまで県は、周産期母子医療センターの整備、新生児集中治療室NICUの整備に取り組んでまいりました。本年一月には、県内二か所目となる総合周産期母子医療センターをさいたま新都心医療拠点に整備し、NICUの数は平成二十三年四月に百一床であったところ、現在は百四十九床まで増加したところです。今後も休止中のNICUの再開や、空白地域における周産期母子医療センターの整備に取り組んでまいります。

また、将来を担う若い産科医を継続的に確保し、育成する必要がございます。県では、平成二十五年十二月に埼玉県総合医局機構を創設し、県医師会、県内の主要病院と一体となって医師確保対策に取り組んでまいりました。特に産科をはじめ医師が不足している診療科などへの勤務を条件として、医学生への奨学金や研修医への資金を貸与することにより、医師の確保、診療科の偏在解消を図っているところでございます。今後、地域医療教育センターを活用した母体救命講習などの実践的な研修の充実や、医学生や研修医向けに産科の魅力について情報発信を継続するなど、一人でも多く若い産科医を確保できるよう取り組んでまいります。

ハイリスク出産に対応可能な病院の整備や将来を担う若手産科医の確保の必要性、重要性につきましては、県医師会や周産期母子医療センターなどの関係機関と共通した認識に立ってございます。県内で安心・安全に産める環境を確保するため、県医師会をはじめとする関係機関と密に連携しながら周産期医療のあるべき姿を検討し、一致協力して実現に努めてまいります。

次に、(二)産後ケア事業を県内どこでも受けられるようにできないかについてでございます。

まず、各市町村において産後ケア事業が受けられる体制づくりについてでございます。本県は核家族化が進んでおり、自分の親や親族が距離的に離れたところにいるなど、親や家族などを頼れない妊婦さんが少なからずいます。議員お話しのとおり、孤立感を抱き、心身の不調や育児不安に陥っている母親に対して、産後鬱や虐待防止の観点から切れ目のない支援を行うことは極めて重要です。このため、県内全市町村において生後四か月の乳児のいる全ての御家庭を対象に保健師などが訪問し、ひとり親家庭や夫が留守がちな家庭など育児不安や孤立感を抱えやすく養育支援が必要な家庭を把握し、こうした方を産後ケアサービスにつなげています。

訪問で支援が必要とされた家庭には再度保健師などが訪問し、乳房ケアや授乳、もく浴などの産後ケアを行っております。さらに産後の体調が優れない母親の心身を休め

ることができるよう、ヘルパーなどによる家事援助サービスも提供しており、こうした取組を行う養育支援訪問事業は県内四十五市町村が実施しております。

このような支援事業に母子をつなげる仕組みとして子育て世代包括支援センターがあり、県内三十六市町村に設置されております。国の定める産後ケア事業には養育支援訪問事業と同様に、助産師などが家庭訪問し、育児支援を行うアウトリーチ型や市町村が委託した施設に母子が宿泊する宿泊型、デイサービス型の三つがありますが、これらの事業も子育て世代包括支援センターを通じて提供されます。包括支援センターではリスクを抱える妊産婦のケアプランを立て、様々な支援メニューを組み合わせ、多職種が連携して産後ケアも含め継続的に支援をしていくこととなっています。産後ケアを早急に進めるため、県として市町村に働き掛けを行い、平成三十一年度までに全市町村に子育て世代包括支援センターが設置されるよう調整してまいります。

加えて、子育て世代包括支援センターがその機能を十分に発揮できるよう、人材育成などにより市町村を支援し、産後ケアを受けられる体制づくりを促進してまいります。次に、近隣市町村で行われている産後ケア事業のサービスを紹介できるような流れを作れないかについてでございます。

県内では、既に近隣市町村の施設を利用して産後ケア事業を実施している事例もございます。例えば深谷市では、今年の七月から市内の医療機関に加え、隣接する熊谷市内の医療機関でも日帰りや宿泊で母乳ケアやもく浴指導などを行う事業を始めました。国が定める産後ケア事業として、産後の母子が宿泊し、心身を休めることができる支援事業がございますが、こうした宿泊型の事業を実施している市町村は県内に現在十市町村あります。このうち、平成二十八年度に事業を実施した三つの市の利用実績は合計で十七件にとどまっております。

近隣市町村の産後ケア事業のサービスを紹介できるような流れを作ることにつきましては、今後の利用状況やニーズ、産後鬱や虐待防止の効果など、事業実施市町村の状況を見ながら研究してまいりたいと存じます。

次に、御質問四、民泊の可能性と今後取るべき本県の対応についてお答えを申し上げます。

まず、無届けの違法民泊の取締りについてでございます。

住宅宿泊事業法いわゆる民泊新法の施行後に、住宅を活用して年間百八十日を超えない範囲で人を宿泊させる場合には、民泊新法の届出を行うことで旅館業法の許可を得ずに実施することができるようになります。旅館業法の許可も得ず、民泊新法の届出

もせずに民泊を行えば旅館業法の無許可営業に当たるため、現在県内では民泊をするかどうか考えている住民から保健所への相談が増えている状況にあります。

一方、お話しのとおり、違法と思われる事例も一部にはございます。これまで無許可営業の指導事例といたしましては、平成二十八年度に住民や警察から情報提供により指導した事例が二件、インターネットなどの情報から監視を行い、指導した事例が三件ございました。インターネットの情報だけでは、営業場所や営業者の特定が困難な面もございます。また、現在のところ県には、無許可営業の施設に対し強制的な立入権限がないため、保健所は指導に苦慮しているところでございます。

今後、旅館業法が改正されることにより、保健所は無許可営業の施設に所有者の同意なしで立入りすることが可能となります。今回の旅館業法の改正の趣旨を踏まえ、しっかりと無許可営業者の取締りを進めるとともに、情報把握に努めてまいります。

次に、旅館業法施行条例の改正についてでございます。

平成二十八年十二月の規制改革推進会議において、旅館業法で規定する旅館・ホテル等の構造設備基準の規制全般について見直しが提言されました。国は、この提言に基づき旅館業法を改正し、ホテル営業と旅館営業の営業種別を統合するとともに、簡易宿所を含めた構造設備基準の大幅な緩和をすると伺っております。

現在、構造設備基準には客室数、一室当たりの床面積やフロントの設置数などが規定されておりますが、法改正後に具体的にどの程度基準が緩和されるかについては、国からまだ示されていない状況です。県といたしましては、今後予定されている施行令や施行規則の改正内容を踏まえまして、速やかに施行条例を改正してまいります。

条例改正に当たりましては、議員御指摘のとおり、なるべく分かりやすい表現となるように努めてまいります。

〔渡辺充産業労働部長登壇〕

◎渡辺充産業労働部長 御質問四、民泊の可能性と今後取るべき本県の対応についてお答え申し上げます。

まず、今後どのような観光で県内宿泊を増やしていくのかについてでございます。本県観光客の九八・八パーセントは日帰り客であり、観光消費額の高い宿泊客を増やすことは、本県経済にとって大変重要です。そこで、「SAITAMAプラチナルート」を軸として、旅行会社に宿泊を伴うツアーを積極的に売り込んでいるところです。

その結果、平成二十八年の本県延べ宿泊者数は、前年に比べ三・三パーセント増の四百四十七万人となりました。また、最近は着物の着付け体験やアニメの聖地巡礼、川下りなどの体験型観光が大変人気となっており、こうした観光資源や県内各地の観光スポットを結び宿泊につなげていくことが必要であると考えております。

今後、住宅宿泊事業法の施行に伴い民泊がスタートすれば、旅行者にとって新たな宿泊先の選択肢が広がります。民泊は昔ながらの民家への宿泊や地域住民との交流を楽しみながら、その土地の文化や生活を体験できるなどこれまでの宿泊施設では味わえない魅力もございます。引き続き本県が有する食、自然、体験など魅力ある観光資源を組み合わせた周遊ルートを提案し、宿泊を伴う観光客の誘致に取り組んでまいります。

次に、民泊を更に制限する条例制定についてでございます。

法律では、民泊可能日数が年間百八十日以下に制限されています。ただし、合理的に必要なと認められる場合に限り、条例により民泊を行う区域と期間を制限することができます。そこで、全市町村を対象に民泊実施に伴う区域と期間を制限することについて意見を求めたところ、制限したい旨の回答はございませんでした。このため現時点では、条例により区域と期間を制限する必要性は生じていないものと考えております。

最後に、マンションでの民泊の届出への対応についてでございます。

マンションには多くの方が居住しており、個人が所有する部屋以外にロビーや集会室、廊下などといった共用スペースもあります。国はマンションの住民に対し、民泊を行うことの可否を明確にするため、管理規約の改正を促しております。県では民泊の届出を受け付ける際に、マンションの管理規約に民泊を可とする旨の記載があることを確認する予定です。

しかし、民泊の届出は来年三月に始まることから、規約の改正が間に合わないマンションも想定されます。国はこのような場合、管理組合に民泊を禁止する意思がないことを証する誓約書などを届出の際に添付させる方針です。県といたしましては、この誓約書などを基にそのマンションの管理組合や管理会社に問い合わせ、再確認するといった対応を図ってまいります。

事業者の指導をしっかりと行い、トラブルを未然に防止し、住宅宿泊事業法の趣旨にかなう民泊施設が県内に数多く誕生することを期待しています。住宅宿泊事業法の施行を契機に多くの観光客に埼玉県を楽しんでもらい、より多くの方に宿泊してもらえ

よう努めてまいります。

〔野川達哉都市整備部長登壇〕

◎野川達哉都市整備部長 御質問六、空き家にする前の「空き家対策」についてお答え申し上げます。

県では、管理が不全な空き家の解消や流通可能な空き家の活用促進など空き家対策の主体となる市町村を県と関係団体が一体となって支援するため、埼玉県空き家対策連絡会議を設置しております。これまで各種マニュアルを作成するとともに、新たな制度や先進事例の紹介、意見交換など空き家対策に市町村などが取り組むための働き掛けを行っております。

この中で、不動産などの関係団体と連携した相談窓口の設置を働き掛け、平成二十九年四月には、県内全ての市町村で空き家の管理や売買などの専門的な相談に対しましても専門家への橋渡しができる体制が整備されております。

議員お話しのとおり、空き家対策におきましては、まず空き家になることを防止することが非常に重要でございます。このため、県では広く建物の所有者に対する取組を開始しております。既に適切な管理がなされずに放置された空き家の問題点や相談窓口を記載した啓発パンフレットを作成し、市町村が発送する固定資産税の納付通知に同封することにより周知するなどの提案を行っております。現在は、十六の市町村でその取組が実施されております。

また、空き家予防策の新たな取組といたしまして、建物を管理していく場合、売却や賃貸をする場合、解体する場合などの手続や相談先などを分かりやすく解説できるような冊子の作成を進めております。今後この冊子の活用について市町村に働き掛けてまいりますとともに、引き続き埼玉県空き家対策連絡会議を通じて空き家になる前の空き家対策を市町村が展開できるようしっかりと支援してまいります。

〔槍田義之危機管理防災部長登壇〕

◎槍田義之危機管理防災部長 御質問七、災害時の液体ミルク利用のために、友好姉妹州との協定をについてお答えを申し上げます。

乳児用液体ミルクについては、災害時における有用性や家事・育児の軽減の観点から

普及の必要性が長らく叫ばれてきました。しかし、成分や保存方法などの規格基準がなく、国内では「母乳の代わりに安心して使ってください」と言えない現状にあります。そのため現在、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会において液体ミルクの規格基準制定に向け、日本乳業協会に対して製品の仕様や保存に関するデータの提供を求めているところです。また、九都県市首脳会議でも国に対し、国内で製造や販売ができるよう法令上の定義や規格基準などの整備を速やかに行うよう要望しました。

現在、本県や県内市町村では、災害時に乳児へ十分ミルクが提供できるよう粉ミルクをはじめ使い捨て哺乳瓶、ペットボトル水、カセットコンロなどを備蓄しています。このほかLPガス協会や大手スーパーなどと災害時応援協定を締結し、備蓄不足を補う体制も整えています。

議員お話しの姉妹州と協定を結んで災害時に迅速に液体ミルクを送ってもらえるよう準備をしておくべきとの御提案につきましては、災害時の二重三重の備えとして趣旨は十分に理解できます。今後、県と物資応援協定を締結している大手スーパーやドラッグストアなどの事業者を交え、熊本地震のときのような特例措置が出された場合、迅速に液体ミルクを供給できないか早速検討してまいりたいと考えています。

〔稲葉尚子県民生活部長登壇〕

◎稲葉尚子県民生活部長 御質問八、「香害」への対応策についてのうち、啓発効果を上げるために更にどのような対策がとれるのかについてお答えを申し上げます。

県内の消費生活センターに寄せられた柔軟仕上げ剤の香りに関する相談は、平成二十八年度八件、平成二十九年度は上半期六件となっております。その相談内容は、柔軟仕上げ剤の香りで頭痛や吐き気がするなどといった体の不調を訴えるものが多くなっております。全国でも同様の相談が寄せられており、国民生活センターが注意喚起しておりますが、この問題は原因が解明されておらず規制がないことから、対応が困難であるのが現状でございます。

香りの感じ方は、自分にとっては快適でも他人は不快に感じることもあるということ認識していただくことが重要です。県では、県のホームページや広報紙「彩の国だより」、スマホアプリ「ポケットブックまいたま」などの様々な広報媒体を活用し、香りの感じ方には個人差があることを県民に啓発してまいります。

また、市町村に対して「香りのエチケット」ポスターを送付するとともに、各市町村広報紙を通じた啓発についても併せて依頼してまいります。

[六十二番 高木真理議員登壇]

◆六十二番（高木真理議員） 二点について再質問をさせていただきます。

答弁をいただいた順番で、まず、三の国際バカロレア認定校の設置検討についてです。御答弁の中で、国際バカロレアのカリキュラムと文科省学習指導要領両方を満たそうとすると、カリキュラムが大変過密になる問題でありましたり、専門に教えられる教員の確保などまだまだ検討する課題があるという御答弁だったわけですが、そうした課題が既に分かっているという状況の中では、やろうとするのかしないのかを決めて、やることに決めたらその課題を後はクリアすればいいだけのようになりますが、その設置を目指していくのかどうか、方向性はいつ頃出される予定なのか伺いたいと思います。

二点目は、二、安心して産み育てられる環境をの(二)産後ケア事業を県内どこでも受けられるようにできないかという質問の前段の方で伺っていることでもありますけれども、まだそれぞれの市町村では産後ケア事業が行われているのは十三市町という状況になっていて、私は、自分の市町村の中で産後ケア事業ができる市町村をどうやったら早急に増やせるのかということを前段で聞いています。

お答えの中では、こうした産後ケア事業についても子育て世代包括支援センターを通じて提供していくことになるので、子育て世代包括支援センターをまず作っていくというような御答弁がありましたけれども、子育て世代包括支援センターを通じて産後ケアが受けられるようにというような御答弁いただきました。

これを議場で聞いている方も、産後ケアと産後ケア事業の違いが使い分けられているのが、すごく聞いていて分かりにくいかと思いますけれども、実際に産後ケア事業と呼ばれるものを私は受けられるようにすべきだと思っておりまして、それを広めていく、各市町村で整備できるようにするにはどうしたらいいかということをお伺いしていますが、広く、他の事業も行われる産後ケアについてのお答えにとどまっていたかと思っておりますので、再度答弁をお願いします。

○土屋恵一副議長 六十二番 高木真理議員の再質問に対する答弁を求めます。

[小松弥生教育長登壇]

◎小松弥生教育長 高木真理議員の御質問三、国際バカロレア認定校の設置検討についての再質問にお答えを申し上げます。

課題が分かっているのであれば、その課題をクリアすればよいのではないかという御指摘でございますけれども、先ほど申し上げましたような課題につきましてどのように解決していくかということについては、本県ではまだはっきりとした道筋が得られておりません。

例えば、国際バカロレア認定校のカリキュラムでございますけれども、六つのグループ、「母語」「外国語」「個人と社会」、経済とか歴史等ですけれども、それから「理科」「数学」「芸術」六つのグループから一科目を選ぶというその横軸と、それから「課題論文」「知の理論」それから「創造性・活動奉仕」という三つの必修要件という縦の、その横と縦を組み合わせた分野を履修しなければなりません。これは非常に難しいものと思っております、海外の国際バカロレア校の例で申し上げますと、例えばシェイクスピアのマクベスの蛇の比喩は何を意味するのかとか、どうすれば美術作品は大量消費社会の問題を提起できるのかとかこのような課題を設定し、それを解決するための資料を準備し、それを生徒たちに考えさせるという指導法については非常に難しいと思っております。

国際バカロレア認定校の設置自体は非常に意義のあることと考えますけれども、海外の認定校と比べて遜色のないような学校を作るためには、まだまだ研究をする必要があるというふうに考えております。

〔本多麻夫保健医療部長登壇〕

◎本多麻夫保健医療部長 高木真理議員の御質問二、安心して産み育てられる環境をの質問の(二)の再質問についてお答えを申し上げます。

若干表現が分かりにくくて失礼いたしました。大きく分けまして産後ケア事業というのは、お産をした後にいろんなケアを提供するものですけれども、国が指定している産後ケア事業というのは、私といたしましては実質的な産後ケアの中のごく一部分が国の定める産後ケア事業という形で定められているという、内容的には産後ケアというのはもっと広い、いろんなものがある中で、その一部を産後ケア事業という形で国の指定されている事業になっているというふうに認識しております。

御指摘のように、内容的には宿泊型、デイケア型、それからアウトリーチ型というこ

の三つがございますけれども、まだやっている市町村が少なく、フランクに申し上げると余り利用率がよろしくないというような情報が今のところございます。まだそれは始めたばかりかもしれないので、もう少し様子を見ないと分からないので、その辺は、国が指定している産後ケア事業として三つのタイプのものについては、今後様子を見てまいります。

一方ですね、それについては十三しか今のところやっておりませんが、産後ケアというのは基本的に、議員の御質問にもございましたが、産後鬱や虐待を防ぐためにリスクのある方を中心に漏れなく訪問で把握をして、それに対して市町村の実情や地域の実情において最も効果的と思われる事業を系統的に提供していただくものだと思っております。

その核となるのが子育て包括支援センターだというふうに考えております。まずはそこを作ってください、今何も産後ケアをやっていないという市町村は一つもないというふうに考えておりますが、より効果的な対策をどうやって進めていただくかを市町村ごとに考えていただく必要がございます。それを人材育成やノウハウの提供、あるいは先進事例に取り組んでいる市町村の状況に関する情報提供をするという観点から支援していきたいというふうに考えております。